第２章　就労移行アセスメントについて

就労移行支援について

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成２７年４月～障がい福祉サービス利用者全員に
○**サービス等利用計画**を作成すること
○**高校卒業後直ちに就労継続支援Ｂ型事業所を利用する方は、就労移行支援事業を利用し、就労アセスメントを行うことが必須です。**

１．　障がい者の就労支援とアセスメント

就労支援には

① 障害者が、自身に最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援

② 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援があります。

こういった支援は、支援対象者の就労能力や生活の状況を踏まえて行われる必要があるため、支援の開始にあたって、支援対象者の就労面や生活面に関する情報をアセスメントにより把握しておくことが不可欠です。

アセスメントにより把握された情報は、一連の就労支援が行われる中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用されることになります。

※「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」より

特別支援学校の卒業生がＢ型事業所の利用をするには

２．　就労継続支援Ｂ型の対象者とは

① 就労経験があるものであって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。

② ５０歳に達している者は又は障害基礎年金１級受給者。

③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。

④ 障がい者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

とされています。

上記対象者に照らし合わせると、本校卒業予定者が、卒業後直ちに就労継続支援Ｂ型のサービスの利用を希望する場合は、③に該当するため、在学中に就労移行支援事業（就労アセスメント）を利用する必要があります。

本校を卒業する生徒のみなさんの進路はさまざまですが、卒業後、直ちに「就労継続支援Ｂ型」を利用する場合には、上記のように適切な障がい福祉サービスの利用に向けて、『就労アセスメント』の実施が必須となりました。学校から依頼する「就業・施設体験」（現場実習等）のように授業の一環として行うものではなく、「福祉サービスの利用」になるので、保護者の責任のもと行ってください。

３．　就労移行支援について

津市内には、多くのＢ型事業所があります。居住地以外のＢ型も利用できますが、いずれも就労アセスメントを実施する必要があります。アセスメント期間は「原則として１０日～１か月程度」となっています。ただ、就労アセスメントは、１８歳以上の「障がい者」を対象とするサービスであり、１８歳未満の人が利用する場合は児童相談所長の意見書が必要となります。

Ｂ型事業所の希望者は、まず福祉課の窓口に相談してください。

４．　津市内の就労移行支援事業所（平成２９年９月現在）

指定事業所名	事業所の所在地	事業所の電話
風早の郷	戸木町４１８７	059-254-6810
三重県身体障害者総合福祉センター	一身田大古曽 670-2	059-231-0155
多機能型事業所ふらっと・つぅ	海岸町 14-18	059-222-0101
リリースマイル	中央町 14 番８号	059-273-6757
サンフラワーワークス	一志町田尻 613-2	059-264-7680

＊上記に関する情報は、津市健康福祉部障がい福祉課よりご提供いただきました。